

障害者雇用促進事業者等登録申請書等 記入要領

(1) 障害者雇用促進事業者等登録申請書（様式第1号）

- ① 所在地、商号または名称、氏名（代表者名）、TEL・FAX
「滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）」に登録されている本社の所在地、商号または名称、氏名（代表者名）、TEL・FAX番号を記入してください。
- ② 登録の種別
障害者雇用促進事業者、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所のいずれかに○印をしてください。
- ③ 業種（別表1参照）
中小企業基本法第2条第1項に規定する次の業種のうち、主たる事業として該当するものに○印をしてください。
- ④ 資本金の額または出資の総額（別表1参照）
資本金の額または出資の総額を記入してください。
- ⑤ 常時使用する従業員の数（別表1参照）
常時使用する従業員の数を記入してください。
常時使用する従業員とは、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とし、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」が従業員となります。また、会社役員および個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しません。（中小企業庁：FAQ「中小企業の定義について」Q3参照）
- ⑥ 物品等に係る競争入札参加資格者名簿業者番号
入札参加資格者名簿の業者番号を記入してください。（例：S12345678）
なお、入札参加資格者名簿に登録されていない方が、入札参加資格審査申請と同時に当該申請を行う場合は、記入の必要はありません。
- ⑦ 担当者
申請書の記載内容について、問い合わせの窓口となる方の氏名等を記入してください。

(2) 障害者雇用状況計算書（様式第2号）

- ① 事業所の名称
事業所ごとの名称を記入してください。
- ② 事業所の所在地
事業所ごとの所在地を記入してください。
- ③ 事業の内容（別表2参照）
事業所ごとの主たる事業が、別表2の除外率表に掲げる業種に該当する場合、当該業種名を記入してください。
- ④ 除外率（別表2参照）
③の業種にかかる除外率を記入してください。（③に該当する業種がない場合は記入不要です。）

- ⑤ 常用雇用労働者数（短時間労働者を除く）
 県内事業所ごとの常用雇用労働者数を記入してください。
 ※常用雇用労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間以上である者で、1年を超えて雇用される者（見込みを含む。）
- ⑥ 短時間労働者数
 県内事業所ごとの短時間労働者数を記入してください。
 ※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者で、1年を超えて雇用される者（見込みを含む。）
- ⑦ 短時間労働者数×0.5
 短時間労働者数（⑥）に0.5を乗じて得た数を記入してください。
- ⑧ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる県内事業所の全労働者数
 常用雇用労働者数（⑤）に短時間労働者数×0.5（⑦）を加えた数から、当該数に除外率（④）を乗じて得た数を減じた数を記入してください。
【{(⑤+⑦) - {(⑤+⑦) × ④}】
 （{(⑤+⑦) × ④}の数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）
- ⑨ 身体障害者、知的障害者または精神障害者である常用雇用労働者の数
 ⑤に記入した人数のうち、対象障害者である常用雇用労働者の人数を区分ごとに記入し、次の算式により算出した人数を「計」欄に記入してください。
【{⑨の(1) + (3)} × 2 + {⑨の(2) + (4) + (5)}】
- ⑩ 身体障害者、知的障害者または精神障害者である短時間労働者の数
 ⑥に記入した人数のうち、対象障害者である短時間労働者の人数を区分ごとに記入し、次の算式により算出した人数を「計」欄に記入してください。
【{⑩の(1) + (3) + (6)} + {⑩の(2) + (4) + (5)} × 0.5】
- ⑪ 障害者雇用者数
 ⑨の計と⑩の計を足した人数を記入してください。
- ⑫ 法定雇用障害者数（別表3参照）
 ⑧に記入した人数に2.3%（障害者雇用率）を乗じて得た人数を記入してください。
 ※1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

(3) 申請書提出先

以下の①、②のいずれかの方法により提出してください。

① 郵送の場合

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県会計管理局管理課 エコオフィス係あて

② メールでの提出の場合

入札参加資格者名簿に登録されているメールアドレスから以下のメールアドレスあてに提出してください。その際は、メールの件名を「障害者雇用促進事業者等登録申請書」としてください。

メールアドレス：ka10@pref.shiga.lg.jp

【参 考】

- 「常用労働者」とは、次の①から④に該当する方。
 - ① 雇用期間の定めのない労働者
 - ② 1年を超える雇用期間を定めて雇用されている者
 - ③ 一定期間（1ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用される者であって、かつ、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者、または雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者
 - ④ 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されている者であり、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者、または雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者
- 「身体障害者」とは、原則として身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する方および7級に該当する障害が2以上重複する方。
- 「重度身体障害者」とは、身体障害者のうち1級または2級とされる方および3級に該当する障害を2以上重複して有すること等によって2級に相当する障害を有するとされた方。
- 「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医（以下「知的障害者判定機関等」という。）または障害者雇用促進法第19条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された方。
- 「重度知的障害者」とは、知的障害者のうち知的障害の程度が重いと判定された方で、次のいずれかに該当する方。
 - ・療育手帳で程度が「A」とされている方
 - ・療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書をもっている方（上記の判定機関等による判定書が対象）
 - ・障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された方
- 「精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。
- 「精神障害者である短時間労働者」に関して、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正により、特例措置が設けられ、次の①から③までの要件を全て満たす場合は、平成30年4月1日から、実人員1人を「1人」と算定することとなります。
 - 要件① 精神障害者である短時間労働者（障害者雇用促進法における短時間労働者）であること
 - 要件② 次のaまたはbのいずれかに当てはまる者であること
 - a 新規雇入れから3年以内の者
 - b 精神障害者保健福祉手帳の交付日から3年以内の者
 - 要件③ 次のaおよびbのいずれにも当てはまる者であること
 - a 令和5年3月31日までに雇入れられた者
 - b 令和5年3月31日までに精神障害者保健福祉手帳の交付日を受けた者
 （厚生労働省：「精神障害者である短時間労働者に関する算定方法の特例措置 Q&A」参照）

別表1：会社および個人における中小企業者の範囲（中小企業基本法第2条第1項）

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下

- ・「会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に掲げる者をいいます。（中小企業庁：F A Q「中小企業の定義について」Q2参照）
- ・「資本金の額または出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たせば、中小企業者に該当します。（中小企業庁：「中小企業・小規模企業の定義」参照）

別表2：除外率表

日本標準 産業分類番号	除外率設定業種	除外率 (%)
02	林業 (狩猟業を除く。)	35
051	金属鉱業	40
052	石炭・亜炭鉱業	50
054	採石業、砂・砂利・玉石採取業	10
055	窯業原料用鉱物鉱業 (耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。)	10
059	その他の鉱業	10
D	建設業	20
22	鉄鋼業	20
23	非鉄金属製造業 (非鉄金属第1次製錬・精製業(231)を除く。)	5
231	非鉄金属第1次製錬・精製業	15
313	船舶製造・修理業、船用機関製造業	5
42	鉄道業	30
43	道路旅客運送業	55
44	道路貨物運送業	20
45	水運業	10
46	航空運輸業	5
47	倉庫業	5
481	港湾運送業	25
482	貨物運送取扱業 (集配利用運送業を除く。)	15
49	郵便業 (信書便事業を含む。)	20
811	幼稚園	60
812	小学校	55
815	特別支援学校 (専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	45
816	高等教育機関	30
819	幼保連携型認定こども園	60
83	医療業	30
853	児童福祉事業	40
	船員等による船舶運航等の事業	80
	国内電気通信業 (電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	5

備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業 (非鉄金属第一次精錬・精製業を除く。)、国内電気通信業 (電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)、林業 (狩猟業を除く。)、特別支援学校 (専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。) および船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類 (平成25年総務省告示第405号) において分類された業種区分によるものとする。

別表3：法定雇用障害者数早見表【法定雇用率2.3%の場合】

⑧法定雇用障害者数の算定の基礎となる 県内事業所の全労働者数	⑫法定雇用障害者数
0.0 ～ 43.0 人	※
43.5 ～ 86.5 人	1人
87.0 ～ 130.0 人	2人
130.5 ～ 173.5 人	3人
174.0 ～ 217.0 人	4人

217.5 ～ 260.5 人	5人
261.0 ～ 304.0 人	6人
304.5 ～ 347.5 人	7人
348.0 ～ 391.0 人	8人
391.5 ～ 434.5 人	9人
435.0 ～ 478.0 人	10人

※ 滋賀県ナイスハート物品購入制度においては、県内の本店、支店、営業所等において、⑩障害者雇用者数が0.5人以上（実人数が1人以上）であることが要件になります。

【計算例】

県内事業者 / 小売業 / 資本金 3千万円 / 常時使用する従業員の数 40人 の場合

⑤常用雇用労働者数（短時間労働者を除く）	35	人
⑥短時間労働者数	5	人
⑦短時間労働者数×0.5【⑥5人×0.5】	2.5	人
⑧県内事業所の全労働者数【⑤35人+⑦2.5人】	37.5	人
⑨身体障害者、知的障害者または精神障害者である常用雇用労働者の数		
(1) 重度身体障害者	0	人
(2) 重度身体障害者以外の身体障害者	0	人
(3) 重度知的障害者	0	人
(4) 重度知的障害者以外の知的障害者	0	人
(5) 精神障害者	0	人
⑨の計	0	人
⑩身体障害者、知的障害者または精神障害者である短時間労働者の数		
(1) 重度身体障害者	0	人
(2) 重度身体障害者以外の身体障害者	0	人
(3) 重度知的障害者	0	人
(4) 重度知的障害者以外の知的障害者	0	人
(5) 精神障害者（特例措置対象者を除く）＜実人数＞	1	人
(6) 特例措置対象の精神障害者	0	人
⑩の計【⑩の(6) 1人×0.5】	0.5	人
⑪障害者雇用者数【⑨の計0人+⑩の計0.5人】	0.5	人
⑫法定雇用障害者数【⑧37.5人×2.3%】	0.8625人	⇒ 0人

⑪障害者雇用者数 0.5人 ≥ ⑫法定雇用障害者数 0人 ⇒ ナイスハート制度の要件を達成